

高齢者のバス・タクシーの利用を助成

すその一るの運行区域外に住んでいる方が対象

すその一るの運行区域外に住んでいる高齢者の方に、市内を運行する路線バスとタクシーで利用できる利用助成券を交付します。

企画政策課

☎995-1804

すその一るの運行区域外に住んでいる方が対象

市に住民登録があり、次の対象地区に住んでいて、昭和23年4月1日までに生まれた方

対象地区

公文名5区	峰下市の瀬区	切久保区
上原区	上原団地区	原区
上須区	深良新田区	岩波区
千福区	御宿新田区	上城区
中村区	下条区	中里区
田場沢区	森脇団地区	上ヶ田区
金沢区	今里区	下和田区
呼子区	矢崎区	トヨタ区
御宿台区	千福が丘区	須山地区全域

1回の乗車で100円を助成

助成額／1回の乗車につき100円

助成券の交付枚数／同一年度1人につき10枚

有効期限／平成31年3月31日(日)

利用方法／現金で運賃を払うときに、乗務員に本人確認のできるものを提示し、助成券を提出してください。現金以外で運賃を支払う場合は、助成券の利用ができません。他の助成券、クーポン券などとの併用はできません。

その他／他人（家族・親族を含む）への譲渡、換金はできません。

乗降場所のどちらかが市内なら利用可

助成券は、市内を運行する次の事業者の路線バスまたはタクシーで、乗降場所のどちらかが市内の場合に利用することができます。

路線バス／富士急バス ※高速バスは利用不可

タクシー／安全タクシー、ミツワタクシー

交付申請

～各支所で交付申請ができるように～

これまでの申請手続きは、企画政策課で受け付けていましたが、下記の日程から各支所でも受け付けができるようになります。

ところ	とき
須山地区コミセン	5月15日(火)～
深良地区コミセン	5月16日(水)～
富岡地区コミセン	5月17日(木)～

※企画政策課でも、これまで通り申請できます。

交付申請方法

助成券の交付を希望する方は、企画政策課または各支所で、所定の申請書に必要事項を記入し、提出してください。

持ち物▶本人確認ができるもの

※代理の方が申請する場合は、対象者と代理の方の本人確認ができるものを提示してください。

～本人確認ができるものとは～

【1つでよいもの】

- マイナンバーカード ●パスポート
- 顔写真付き住民基本台帳カード
- 自動車運転免許証など官公庁が交付した顔写真付きの証明書・免許証

【2つ必要なもの】

- 健康保険などの被保険者証 ●年金手帳など



今年度利用できる
助成券はみどり色
です